

各 位

会 社 名：株式会社タツミ
 代 表 者：代表取締役社長 岡 嶋 茂
 コード番号：7268 (JASDAQ)
 本社所在地：栃木県足利市南大町 443 番地
 問合せ先：業 務 部 長 蜂 須 紀 雅
 電話番号：0284-71-3131

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 23 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所では、市場利用者の利便性の向上を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、単元株式数を引下げるものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日（月）

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力して参ります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」によるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 < 新設 >	(単元株式数) 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 附則 <u>(第 6 条の変更の効力発生日)</u> <u>第 6 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の効力発生日

平成 30 年 10 月 1 日 (月)

(ご参考)

平成 30 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

以 上